

## 別紙：和光市押印・署名見直し方針に関する解説

### 1. 目的について

令和2年12月、内閣府においては「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」、総務省においては「自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画」が策定され、国を挙げてデジタルトランスフォーメーションの推進が求められています。

本市といたしましても、国がマイナンバーカードの全住民への配布を完了させる目標としている令和5年3月末までの期間において、集中的にその取組を推進するため、政策会議メンバーを構成員とする和光市デジタルトランスフォーメーション推進本部を設置しました。

その取組の一環として、市民や職員が、可能な限り、デジタル的手段で処理を完結できる環境を整備するため、押印・署名の見直しに取り組むものです。

### 2. 準拠する国の指針について

今般、押印・署名の見直しを行うにあたっては、内閣府が示した「地方公共団体における押印見直しマニュアル」（以下、見直しマニュアルとします）に準拠します。

この見直しマニュアルは、内閣府における地方公共団体派遣職員（三重県、大阪府、福岡市、相模原市）が出身団体での経験・意見を踏まえて作成したものであり、実務現場に即したものとなっています。また、内閣府のみならず、総務省による支援も受けて作成されており、実務を進めるにあたって準拠すべき指針となっています。（見直しマニュアル p2）

そして、府政経シ第631号「地方公共団体による押印見直しマニュアルの策定について」として、令和2年12月18日に規制改革・行政改革担当大臣名で地方公共団体に通知が発出されています。

内閣府に対し、見直しマニュアルにおける記載内容が、地方財務実務提要などに示されている過去の国の見解と異なる場合に、どちらが優先適用になるのかを問い合わせたところ、見直しマニュアルは国務大臣名で発出されているものであり、過去の国の見解を出したときからは実務の実情も変わってきていることなどから、見直しマニュアルを優先的に適用して押印の見直し等に取り組むべき旨の回答を得ています。

### 3. 国の取組

国においては、「どうしても残さなければならない手続を除き、速やかに押印を見直す」という考え方の下、押印の見直しを強力に推進した結果、民間から行政への手続の99.4%において廃止又は廃止の方向となり、特に認印については、全て廃止される見込みとなっています。（見直しマニュアル p1）

見直しマニュアルは、こうした国の見直しに準じて地方公共団体においても見直しを進めることを求めるものとなっています。

#### 4. 押印が求められている趣旨

押印の見直し検討の前提条件として、見直しマニュアルでは、押印が求められる一般的な趣旨が以下のとおり整理されています。(見直しマニュアル p8, 26)

趣旨	留意事項
本人確認 (文書作成者の真正性担保)	実印によらない押印は本人確認としての効果は大きくない。また、本人確認の手法は押印の他にも多数存在する。
文書作成の真意確認	本人確認がなされれば、通常の場合には押印は不要。三文判が自由に手に入る世の中において、あまり意味をなさない。
文書内容の真正性の担保	文書の証拠価値は押印のみによって評価されるわけではなく、手続全体として評価されるものである

#### 5. 押印見直しに関する基本的な考え方

見直しマニュアルでは、地方公共団体が求めている押印の趣旨(本人確認や文書作成の真意確認等)を確認する観点から、印の種類を3段階に分類して検討する考え方が示されています。(見直しマニュアル p24)

印の種類ごとに、見直しマニュアルの考え方を整理すると以下のとおりとなります。(見直しマニュアル p26)

印の種類	対応方針
① 認印(印鑑登録を要しない印鑑) 三文判・角印など	行政手続、内部手続に関わらず、押印を求める趣旨の合理性が乏しいと考えられ、基本的に押印を廃止します。
② 実印・法人代表者印・銀行印(印鑑登録を要する印鑑)	印鑑証明書の提出を求めているため印鑑照合を行えない場合には、押印の効果は限定的であるため、押印を見直します。
③ ②+印鑑証明	押印の趣旨に照らして、必要以上に印鑑証明を求めている場合には、印鑑証明書の提出を含め、見直すことが考えられます。

また、見直しマニュアルでは、手続が継続的な関係の中で行われる場合には、押印を求める必要性が低いことに留意すべき旨が求められています。(見直しマニュアル p7)

特に、行政機関内部での手続は、安定的な関係が認められる者同士で行われるものが多く、一般に市民や事業者等から提出される申請等と比べて、厳格な本人確認の必要性は高くはないことが指摘されています。(見直しマニュアル p12)

## 6. 署名見直しの基本的な考え方

署名については、一連の行政手続の中で押印と同時に、又は押印の代替として求められることが多いため、押印見直しに併せて署名も見直すことが課題となります。(見直しマニュアル p30)

今般の見直しの目的である「市民や職員が、可能な限り、デジタル的手段で処理を完結できる環境を整備すること」に照らして考えると、押印が廃止になったとしても署名が残った場合にはその目的が達成されませんので、署名の見直しについても併せて検討する必要があります。

先述の押印が求められている趣旨では、文書作成の真意確認について、本人確認がなされれば、通常の場合には押印は不要(見直しマニュアル p8)とされていましたが、これに照らして考えると、署名についても、本人確認がなされている状況においては、文書作成の真意確認という趣旨では通常は不要であると整理されると考えられます。

署名見直しに関する見直しマニュアルにおける考え方を整理すると次のとおりとなります。(見直しマニュアル p30, 31)

種類	対応方針
① 署名	趣旨に照らして、実質的な意味があるかどうかを再検討し、記名への見直しを検討します。 なお、従来、署名を求めず押印を求めていた手続について、これに代えて新たに署名を求めることは規制強化となることから、原則として認められないものと考えられます。
② 署名又は記名押印	記名押印(認印可)により代替可能とされてきた署名については、原則として不要と考えられますので、記名のみへの見直しを検討します。 なお、署名、記名押印のうち、いずれか一方のみを求めている手続について、記名押印のみを廃止し、全ての申請者に署名を求めることは、申請者の選択肢を狭め、実質的に規制強化となりますので、見直しを行う場合は片方を見直すのではなく、記名のみへの見直しを検討してください。
③ 署名及び押印	趣旨に照らして、実質的な意味があるかどうかを再検討し、記名のみへの見直しを検討します。 なお、押印を求めず署名のみを残すことは手続の簡素化であり、署名に実質的な意味があると考えられる場合には、署名のみを残すことも考えられます。

## 7. 会計手続に関する押印について

会計手続に関する押印について、国の見直しにおいては、「契約書」以外の「見積書」、「請求書」等の押印は不要とされました。（見直しマニュアル p 28）

そして、地方公共団体における「見積書」、「請求書」等については、地方自治法等の国の法令によるものではなく、各地方公共団体の長が定める財務規則等において押印の取扱いを定めているものであるため、その作成や書類の提出に当たっての押印の取扱いについては、国の取組に準じた対応を実施することが考えられるとされています。（見直しマニュアル p29）

本市においては、「見積書」や「請求書」の押印について、規則による定めはなく、地方財務実務提要などを参考に押印を求めていたところであるため、見直しマニュアルの規定を踏まえ、改めて本市としての取り扱いを検討する必要があります。

その際には、国の見積書、請求書等の押印見直し事例等を参考にしながら、各団体の実情を踏まえ、支出根拠書類の押印見直しに係る対応を検討することが求められております。（見直しマニュアル p29）

そこで、見直しマニュアルやその別添資料である「各府省における内部手続の見直し事例〈会計関係〉」で示されている国における見直し事例を以下のとおり確認する必要があります。

国における見直し事例	
①	ID・パスワードによる認証を経たオンライン対応
②	利用アドレス登録を行ったeメールによる書類の提出
③	・「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記させる ・事業者としての意思表示であることを十分に確認するため、担当部局は①の「本件責任者及び担当者」に問合せ・在籍を確認のうねメモ（手書き等）を残す の2点を満たすことで認めることとする。
④	そもそもすでに押印を求めている。
⑤	今後は、押印省略した請求書のeメールによる提出も認める。
⑥	メール等での提出を認め、後日原本の提出を依頼している。
⑦	電子ファイル（PDF形式等）による提出のみとする。

上記のように、国における見直し事例には、様々なものがあるのが現状です。これらの事例をまとめると、提出を行った人物をしっかりと確認したうえで、請求書等を受領する措置を取っているものと整理することができます。

そこで、こうした事例の趣旨を踏まえた本市の対応としては、各課所で受領した「見積書」「請求書」等の支出根拠書類について押印を省略する取扱いとする場合には、各課所で受領する際に真正な相手からの提出であることを確認したうえで收受印等により受領した課所名や受領した日付を明らかにすることを代替的な手段とすることとします。従前通りの押印により真正性を担保する方法も妨げません。

上述の各課所で受領する際の真正な相手からの提出であることを確認するための手段については、様々な手段が考えられますが、見直しマニュアル (p8) を参考にすると、例えば、以下のような手段が考えられます。

- ① 継続的な関係がある者の e メールアドレスや既登録 e メールアドレスからの提出
- ② 本人であることが確認された e メールアドレスからの提出
- ③ ID/パスワード方式による認証
- ④ 本人であることを確認するための書類のコピーや写真の PDF での添付
- ⑤ 他の添付書類による本人確認
- ⑥ 電話やウェブ会議等による本人確認
- ⑦ 署名機能の付いた文書ソフトの活用
- ⑧ 実地調査等の機会における確認
- ⑨ 担当課所で直接面識がある方からの手渡し
- ⑩ 手渡しでの提出時に名刺を受領
- ⑪ 郵送された封筒の確認
- ⑫ その他各課所の実情に即した確認方法

契約書・協議書・覚書等につきましては、国においても押印見直しの対象外となっていることから、押印見直しの対象外とします。ただし、規制緩和等により契約事務における電子署名などが普及することも考えられることから、そうした代替策についても継続的に検討していきます。

紙入札の入札書については、物品等入札に電子入札システムを導入するまでは暫定的に押印を存続します。

## 8. 様式の具体的な見直しの手順について

規則や要綱などの定めがない様式等については、各課所で適宜様式の見直しをお願いします。

規則や要綱の改正を伴うものについては、政策課にて取りまとめのうえ、和光市規則及び要綱で定める様式の押印の特例に関する規則（以下、特例規則とします）等を制定し、一括して押印の義務付けを廃止します。

特例規則の内容は、「和光市規則及び要綱で定める様式のうち、別表に定めるものについては、当該規則又は要綱の規定にかかわらず、押印の義務付けを廃止するものとする。」というような内容を予定しており、規則や要綱上の様式には「印」が残っていたとしても、実務で使用する様式では「印」を不要とするという内容です。

特例規則施行後、各課所で、ホームページで公表している様式等から「印」の削除をお願いします。

なお、特例規則では、様式上の印を単純に消去する場合しか対応できないため、それだけでは対応として不足する場合には、別途例規審査の手続により個別に改正手続きをお願いします。

## 9. 文書規程に基づく決裁印等について

文書規程に基づく決裁印などについては、押印を見直す場合、電子決裁システムの導入などを伴うことが考えられることから、今回の方針では今後の課題として取り扱います。

文書規程に限らず、全庁的な規程により、個別の押印・署名の見直しが難しいといった事例がありましたら、今後の規程見直しの検討の参考にしたいと思っておりますので、ご意見をお寄せください。

## 10. 法令等の定めがあるものについて

国の法令等により行政手続や内部手続に押印を求めていたもので、押印見直し対象となったものは、原則として令和2年内に政省令や告示の改正を行い、法改正が必要な事項については、令和3年通常国会に一括法を提出することが検討されていることから、これらの動向にも注視をお願いします。(見直しマニュアル p5)

### 11. 見直しのスケジュールについて

#### (1) 規則や要綱の改正を伴わない見直し

速やかに見直しに着手し、令和2年度中には見直しを完了させ、令和3年度の各種手続きは原則として見直し後の運用が可能となるように努めてください。

#### (2) 規則や要綱の改正を伴う見直し

時期	対応方針
令和3年2月	規則や要綱の改正に向けた政策課からの照会開始
令和3年3月	上記照会の期限
令和3年4月	和光市デジタルトランスフォーメーション推進本部第2回会議における承認
令和3年5月	特例規則による一括改正
令和3年5月	上記改正に基づくホームページ掲載様式などの差替え実施

#### (3) 会計手続に関する押印関連

周知期間を設け、令和3年4月1日からの運用とします。

### 12. 不明点について

下記担当までお問い合わせください。各課所共通での検討課題などの回答については、適宜QA集などをサイボウズ掲示板で掲載することを予定しております。

担当	政策課企画調整担当 山本・岩瀬
内線	2326、2327